

秋田公立美術大学大学院長期履修学生に関する規程

平成31年 3 月 29 日

規 程 第 1 5 号

(趣旨)

第 1 条 この規程は、秋田公立美術大学大学院学則（平成29年公立大学法人秋田公立美術大学規程第 5 号。以下「大学院学則」という。）第28条に基づき、秋田公立美術大学大学院における長期履修学生の取扱いに関し必要な事項を定める。

(資格)

第 2 条 長期履修学生制度の申請をすることができる者は、職業を有している等の事情により、標準修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修し課程を修了することを希望する者とする。

(履修期間)

第 3 条 長期履修学生として、標準修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修することを認められる期間（以下「履修期間」という。）は、大学院学則第 9 条に規定する在学年限の範囲内とする。

(申請)

第 4 条 長期履修学生となることを希望する者は、長期履修申請書（別紙様式 1）を所属する研究科長を経て、学長に申請しなければならない。

(長期履修の許可)

第 5 条 前条の申請があったときは、研究科教授会の議を経て、学長が許可する。

(長期履修期間の延長又は短縮)

第 6 条 長期履修学生として許可された履修期間（以下「長期履修期間」という。）の延長又は短縮（長期履修学生の取りやめを含む。）については、第 3 条に定める範囲内において研究科教授会が相応の理由があると認めた場合に限り、これを行うことができる。ただし、長期履修期間最終年次での変更は認めないものとする。

2 前項の規定により長期履修期間の延長又は短縮を希望する者は、指定

の期日までに、長期履修期間変更申請書（別紙様式2）を所属する研究科長を経て、学長に申請しなければならない。

3 前項の申請があったときは、研究科教授会の議を経て、学長が許可する。

（その他）

第7条 この規程に定めるもののほか、長期履修学生の実施に関し必要な事項は、学長が別に定める。

附 則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（令和4年1月13日規定第27号）

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

別紙様式 1

長 期 履 修 申 請 書

令和 年 月 日

秋田公立美術大学長 殿

申請者氏名 _____ 印

研 究 科 _____ 複合芸術研究科

※学籍番号 _____

下記のとおり、長期履修学生となることを希望しますので、申請します。

記

1 長期履修期間

開始年次 : 年次から

期 間 : 年 月 日～ 年 月 日 (年間)

2 長期履修を希望する理由

※ 上記について了承します。

指導教員氏名 _____ 印

(※は入学前申請者記載不要)

別紙様式 2

長期履修期間変更申請書

令和 年 月 日

秋田公立美術大学長 殿

申請者氏名 _____ 印

研 究 科 _____ 複合芸術研究科

※学籍番号 _____

下記のとおり、長期履修期間を変更したいので、申請します。

記

- 1 許可済みの長期履修期間
年 月 日～ 年 月 日 (年間)
- 2 変更後の通算在籍期間
年 月 日～ 年 月 日 (年間)
- 3 長期履修期間を変更する理由

上記について了承します。

指導教員氏名 _____ 印